

国土交通省中部地方整備局営繕工事事業用電気工作物保安規程

平成13年11月20日
中部地方整備局訓令第7号
「改正」平成16年4月1日
中部地方整備局訓令第6号
「改正」平成21年4月1日
中部地方整備局訓令第1号
「改正」令和5年9月14日
中部地方整備局訓令第13号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、電気工作物の工事に関する基本的事項を定めることによって、電気工作物の保安の確保に万全を期することを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 この規程は、中部地方整備局営繕部（以下「営繕部」という。）及び静岡営繕事務所が設置する事業用電気工作物（法第38条第2項に規定する事業用電気工作物をいい、以下「電気工作物」という。）の工事に適用する。

2 電気事業者との保安上の責任分界点は、電力受給契約書によるものとする。

(細則の制定)

第3条 この規程を実施するために必要と認められる場合には、別に細則を制定する。

第2章 保安業務の運営体制

(局長の職務)

第4条 中部地方整備局長（以下「局長」という。）は、電気工作物の工事の保安業務の執行を総括管理するものとする。

(主任技術者)

第5条 営繕部に主任技術者（法第43条に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）1名を置く。

2 主任技術者は、設備技術対策官をもって充てる。

- 3 主任技術者は、局長を補佐し、電気工作物の工事の保安業務の執行を監督するものとする。
- 4 設備技術対策官が保安業務の執行を監督することができる範囲の主任技術者免状の交付を受けていない場合は、第2項の規定にかかわらず、当該免状を有する職員のうちから局長が選任する。
- 5 局長は、営繕部の職員であって電気主任技術者免状の交付を受けている者又はこれと同等の知識及び経験を有する者の中から主任技術者を補佐する者を選任することができる。

(工事担当技術者)

第6条 保全指導・監督室及び静岡営繕事務所に工事担当技術者を置く。

- 2 工事担当技術者は、主任技術者免状の交付を受けている者又はこれと同等の知識及び経験を有すると認める者でなければならない。
- 3 工事担当技術者は、主任技術者を補佐し、電気工作物に関する工事施工中の保安業務を執行するものとする。
- 4 電気工作物に関する工事の監督職員に任命された者は、当該電気工作物の工事の工事担当技術者に選任されたものとみなす。

(検収技術者)

第7条 技術・評価課に検収技術者を置く。

- 2 検収技術者は、主任技術者免状の交付を受けている者又はこれと同等の知識及び経験を有すると認める者でなければならない。
- 3 検収技術者は、主任技術者を補佐し、電気工作物の工事の完成時の検査業務を執行するものとする。
- 4 電気工作物に関する工事の検査職員に任命された者は、当該電気工作物の工事の検収技術者に選任されたものとみなす。

(主任技術者の代行)

第8条 主任技術者が病気その他の事情により不在となる場合には、局長があらかじめ指定した者が主任技術者の業務を代行するものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第9条 主任技術者は、関係職員に対し、保安上必要な教育を行うものとする。

(保安訓練)

第10条 工事担当技術者は、関係職員に対し、電気事故が発生し、又は発生するおそれのあるときの措置について、必要な指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事の計画)

第11条 主任技術者は、電気工作物に関する工事計画を立案し、局長の承認を求めるものとする。

(工事の実施)

第12条 電気工作物の工事の実施に当たっては、次の各号に定めるところにより、これを実施するものとする。

- 一 工事担当技術者は、当該工事の請負契約条件の定めに基づき、受注者が工事現場に置く電気保安技術者を指揮するものとする。
- 二 前号の電気保安技術者は、設置する電気工作物に該当する資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者でなければならない。
- 三 工事担当技術者は、あらかじめ、電気保安技術者に自主検査（法第51条第1項に規定する使用前自主検査をいう。次号において同じ。）の要領を作成させ、その内容を確認し、主任技術者に提出するものとする。
- 四 自主検査は、主任技術者の監督の下に、工事担当技術者が指揮し、執行するものとする。この場合において、工事担当技術者は、電気保安技術者に、電気工作物が保安上支障のないことを確認させるものとする。

2 局長は、前項に関し必要な規定を当該工事の請負契約条件に定めるものとする。

第5章 工事の検査及び引継

(工事の検査及び報告)

第13条 検収技術者は、電気工作物に関する工事が完成した場合は、これを検査し、保安上支障のないことを確認し、工事完了報告書を作成のうえ、主任技術者の確認を経て局長に提出するものとする。

2 前項の工事完了報告書は、地方整備局工事技術検査要領（平成18年3月31日付け国官技第282号）による技術検査復命書をもって代えることができる。

(工事完成物の引継までの保安責任)

第14条 局長は、電気工作物の検査の完了後引継までの保安責任を負うものとする。

第6章 その他

(災害対策)

第15条 主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確

保するための指導監督業務を行うものとする。

(サイバーセキュリティの確保)

第16条 局長は、電気工作物の保安を確保するため、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」（令和4年6月10日付け20220530保局第1号）に基づき、サイバーセキュリティの確保のための適切な処置を講ずる。

(設計図書、測定記録等の保存)

第17条 局長は、工事に関する設計図書、測定記録等を国土交通省行政文書管理規則（平成23年国土交通省訓令第25号）に基づき適切に管理するものとする。

附則（平成13年11月20日 中部地方整備局訓令第7号）

この訓令は、平成13年11月20日から施行する。

附則（平成16年4月1日 中部地方整備局訓令第6号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附則（平成21年4月20日 中部地方整備局訓令第1号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附則（令和5年9月14日 中部地方整備局訓令第13号）

この訓令は、令和5年9月15日から施行する。